

個別の教育支援計画 「釧路モデル マリーモ」 作成・活用の手引

関係機関との連携や
学校間の引継ぎの
充実に向けて



【目次】

1	はじめに	P 1
2	作成・活用の意義とメリット	P 2
3	作成・活用の手順	P 3
4	学校における「合理的配慮」の提供について	P 8
5	関係機関との連携や学校間の引継ぎの例	P 9
6	参考資料	P11

1 はじめに

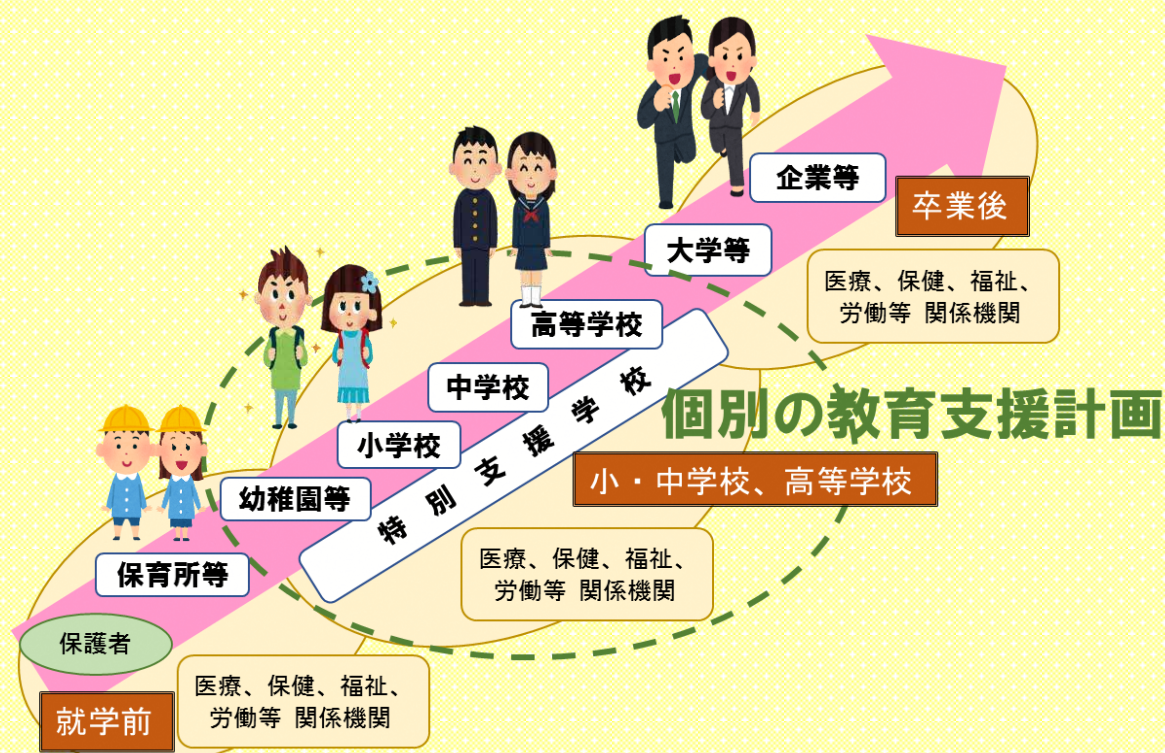
インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育を着実に推進していくことが求められており、全ての学校において、特別な教育的支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る必要があります。

平成 29 年告示の学習指導要領解説「総則編」においては、特別支援学級に在籍する子どもや通級による指導を受ける子どもには、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し活用することや、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもにも、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し活用を努めることが明記されました。

これらのことを踏まえ、釧路管内では、令和元年度釧路管内特別支援連携協議会及び釧路管内専門家チーム会議において、「個別の教育支援計画『釧路モデル マリーモ』」の様式を改訂し、記入例を作成しました。

本資料は、改訂した「個別の教育支援計画『釧路モデル マリーモ』」の作成の手順や活用法を記載しています。

特別な教育的支援を必要とする子どもへの地域における一貫した支援の充実に向け、本手引を御活用ください。



2 個別の教育支援計画「釧路モデル マリーモ」 作成・活用の意義とメリット

「個別の教育支援計画」を活用することにより、幼稚園、保育所等や各学校は、関係機関との連携を図ることができ、乳幼児期から学校卒業後までを、子どもに関わる大人や子どもが暮らす地域で支えていくことにつながります。

そのためには、各学校等において、子どもに関わる関係機関との連携や、学校間の引継ぎを充実させる必要があります。

特別な教育的支援を必要とする子どものニーズは、教育、医療、福祉、労働等、様々な観点から考えられるものです。

一人一人の生活は、幼稚園、保育所等から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等、卒業後までつながっています。

【関係機関との連携の充実】

関係機関を利用した際や支援会議を開いた際に、各学校等は、相談や支援の内容を記録することで、保護者や関係機関との共通理解を図ります。

【学校間の引継ぎの充実】

就学や進学、転学の際には、学校間で「個別の教育支援計画」を引き継ぐことで、学校等はこれまでの支援内容や支援方法について理解を図ります。

【子どもや保護者・学校にとってのメリット】

各学校等と関係機関が支援の目標を共有することにより、効果的な支援を様々な場面で行うことができます。

子どもの「よさ」や「課題」、「これまでの支援の内容」等を引き継ぐことにより、学校全体で共通理解を図り、適切な支援を一貫して行うことができます。

「個別の教育支援計画」を見てもらうことで、就労先でも私のことを理解してもらえました。



本人



本人

得意なことや苦手なこと、これまでの支援の内容が進級・進学しても引き継がれていて安心しました。

保護者の願いや、子どもの希望を踏まえ、病院や療育機関、福祉等の関係機関と一緒に、見通しをもちながら支援内容を考えることができました。



学級担任



保護者

学校等での様子が分かったことで、家庭でもしなければならぬことを、一緒に考えることができました。



保護者

子どもの育ちの一步一步が記録できて、学校や関係機関と一緒に子どもの成長を確認できました。

3 個別の教育支援計画「釧路モデル マリーモ」 作成・活用の手順

各学校等の状況によって手順は異なることがありますが、作成・活用の基本的な流れは次のようになります。

なお、一度に全ての項目を埋める必要はなく、書けるところから記入をはじめたり、実態に応じて必要な項目のみ記入したりすることも考えられます。

手順 1

本人や保護者の願い、環境等の把握

本人や保護者と学校や関係機関が共通理解を図るため、

「①フェイスシート」に、
家族構成や生育歴等について、記入します。

「②相談・支援の記録」に、
これまでに相談・支援等を受けた経験があれば、その内容について、記入します。

「⑤現在の様子」の「希望や願い」に、
本人や保護者の希望や願いについて記入します。

【合理的配慮の提供に向けたポイント】
～本人・保護者からの願いの受け止め～

- ・「④合理的配慮」の「支援の内容」について、本人や保護者の希望や願いを確認します。
- ※記入するのは、「手順5」で、合意形成が図られてからにします。



マリーモ ①フェイスシート
作成日：令和 ○年 ○月 ○日

記入例

氏名	釧路 二郎	性別	男・女	生年月日	平成・令和 ○年○月○日
保護者	氏名 釧路 太郎 花子	電話 自宅	○○○○-○○-○○○○		
	住所 釧路市○○	携帯	○○○-○○○○-○○○○		
続柄	氏名	職業・学校等	その他の特記事項		
父	釧路 太郎	会社員	近くに母方の祖父が住んでいる。		
母	釧路 花子	パート勤務	母が仕事の時は、祖父が自宅に来て子供たちの世話を焼く。		

家族構成や生育歴等

マリーモ ②相談・支援の記録
No.

記入例

	相談・支援機関等	期日	内容・結果等
1	〇〇発達支援センター 担当者：〇〇 〇〇 連絡先：〇〇-〇〇〇〇	平成 29 年 6 月	言葉の発達の遅れがあるので「できるだけ話し相手をしてあげること」と言われた。
2	〇〇病院 担当者：〇〇 〇〇 連絡先：〇〇-〇〇〇〇	9 月 14 日	言葉の発達を促す言葉がけの仕方について

相談・支援の内容

マリーモ ⑤-2現在の様子

記入例 ○学校 第○学年 作成日：令和○年 ○月 ○日

	現在の希望	将来の希望
本人	楽しく学校に行きたい。	将来は好きな職業への進学を希望している。
保護者	友達と仲良くしたい。	将来は好きな職業への進学を希望している。

◆支援の長期目標◆
① 自分の思いをしっかりと言葉で話することができる。

希望や願い

マリーモ ④合理的配慮の内容

記入例

	観点	支援の内容
教育内容	・学習上又は生活上の困難を改善、克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整	・動作等を利用した意味理解や繰り返しの練習を通して、学習内容の取得の困難さを補う。

支援の内容

手順 2

実態の把握・情報の収集

本人の実態の把握のため、

校内委員会等において

「⑤現在の様子」の「**気になること**」について確認し、学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、記入します。

マリーモ ⑤-2 現在の様子

記入例 ○学校 第○学年 作成日：令和○年 ○月 ○日

希望や願い	
現在の希望	将来の希望
本人 楽しく学校に行きたい。	普通高等学校への進学を希望している。
保護者 友達と仲良くしてほしい。	高等養護学校への進学を希望している。

◆支援の長期目標◆
① 自分の思いをしっかりと話することができる。
② 友達と仲良く遊ぶ。

◆支援の短期目標◆
① 自分の気持ちを表現することができる。
② 他の子どもと一緒に活動しようとする。

気になること(課題)	成長のための手立て	
	本人について	環境について
生活面	本人について	環境について
生活面	睡眠、食事、排泄、衣服の着脱、清潔の維持などについて記入します。	清潔の習慣、生活時間にかか
生活面	支援の	の 結果
生活面	特徴的な様子が表れる項目に記入します。い浮かない項目は無理に記入しなくて結構です。(R○.○.○ 記入:○.○.○)	ま。特に思
行動面	行動や性格の特徴、感情の起伏や気持ちについて記入します。	て 構です。
行動面	支援の	保持のコントロールについ
行動面	支援の	の 結果
行動面	どの項目に記入してよいか迷ったときは、その役割や様子がよく見られる項目に記入します。	

気になること
生活面、行動面、学習面、人とのかかわりなどの観点に沿って、
・気付いたこと
・保護者から得た情報を記入。

手順 3

支援目標の設定

支援の方向性を定めるため、

校内委員会等において、

「⑤現在の様子」の「**支援の長期目標**」及び、それを達成するために必要な「**支援の短期目標**」を設定します。

マリーモ ⑥-2 現在の様子

記入例 ○学校 第○学年 作成日：令和○年 ○月 ○日

希望や願い	
現在の希望	将来の希望
本人 楽しく学校に行きたい。	普通高等学校への進学を希望している。

◆支援の長期目標◆
① 自分の気持ちを表現することができる。
② 他の子どもと一緒に活動しようとする。

気になること(課題)	成長のための手立て	
	本人について	環境について
生活面	本人について	環境について
生活面	睡眠、食事、排泄、衣服の着脱、清潔の維持などについて記入します。	清潔の習慣、生活時間にかか
生活面	支援の	の 結果
生活面	特徴的な様子が表れる項目に記入します。い浮かない項目は無理に記入しなくて結構です。(R○.○.○ 記入:○.○.○)	ま。特に思
行動面	行動や性格の特徴、感情の起伏や気持ちについて記入します。	て 構です。
行動面	支援の	保持のコントロールについ
行動面	支援の	の 結果
行動面	どの項目に記入してよいか迷ったときは、その役割や様子がよく見られる項目に記入します。	

支援の目標
長期目標は約1年間立、短期目標は約3か月位が目安。

成長のための手立て
・いつ
・どこで
・誰が
・何を
・どのくらい
・どのように
支援するのかを検討。

手順 4

具体的な支援内容の設定

本人への支援内容の具体を明確にするため、

校内委員会等において

「⑤現在の様子」の「**成長のための手立て**」を設定します。

【合理的配慮の提供に向けたポイント】
～校内委員会等での検討～

- ・校内委員会等で、本人や保護者から希望のあった

「④合理的配慮の内容」の「**支援の内容**」の、必要性や適切さについて検討し、実施可能な内容や方法についての選択肢等を準備します。

※記入するのは、「手順5」で、合意形成が図られてからにします。

マリーモ ④合理的配慮の内容

記入例

観 点	支 援 の 内 容	
	観 点	支 援 の 内 容
教育内容	観 点	支援の内容
教育内容	・学習上又は生活上の困難を改善、克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整	・教育内容 ・教育方法 ・支援体制 ・施設・設備 の観点で検討。

手順 5

支援目標や支援内容の確認・共有

共通理解を基に支援を実施するため、

校内委員会等で設定した「⑤現在の様子」の「支援の目標」及び「成長のための手立て」について本人や保護者と確認を行い、合意が図られた内容を記入して支援を実施します。その内容は、「個別の指導計画」にも反映させます。

マリーモ ⑤-2 現在の様子

記入例 ○学校 第○学年 作成日：令和○年 ○月 ○日

希望や願い	
現在の希望	将来の希望
本人 楽しく学校に行きたい。	普通高等学校への進学を希望している。
保護者 友達と仲良くほしい。	高等養護学校への進学を希望している。
支援の目標	
① 友達の仲良く遊ぶ。	
② 友達の気持ちと自分の気持ちを表現することができる。	
③ 他の子と一緒に活動しようとする。	
気になること(課題)	
本人について	環境について
生活面 睡眠、食事、排泄、衣服の着脱、清潔の確保、生活リズムはかかわることについて記入します。	成長のための手立て 本人について 環境について
特徴的な様子が見られる項目に記入します。特に気になる項目は、記入欄に記入してください。記入欄に記入しきれない場合は、別紙に記入してください。記入欄に記入しきれない項目は無理に記入しないでください。(RO,OO 記入:OO OO)	成長のための手立て
行動面 行動や性格の特徴、感情の起伏や気持ちのコントロールについて記入します。	
行動面・運動面・感情面	
支援の結果	

【合理的配慮の提供に向けたポイント】

～保護者との合意形成と

「合理的配慮」の実施～

- 校内委員会等で検討した

「④合理的配慮の内容」の「支援の内容」

について、本人や保護者と確認を行い、合意が図られた内容を記入するとともに、必要な支援を実施します。

- その内容は「個別の指導計画」にも反映させます。

マリーモ ④合理的配慮の内容

記入例

観点	支援の内容
教育内容	・動作等を利用した意味理解や繰り返しの練習 ・学習上又は生活上の困難を改善、克服するための配慮 ・学習内容の変更・調整
	支援の内容

「実態の把握・情報の収集」「支援目標の設定」「具体的な支援内容の設定」「支援目標や支援内容の確認・共有」、「評価・改善」の各手順においては、関係機関と連携を図り、専門的な助言を受けることが大切です。

このとき、受けた助言や実施した検査等があれば、

「②相談・支援の記録」

に記入し、支援の参考にします。



学校等が「個別の教育支援計画」を活用して関係機関と情報共有を行う際には、本人や保護者の同意が必要になります。

手順 6

評価・改善

本人への支援の充実を図るとともに、今後の方針を確認するため、

校内委員会等において、「できるようになったこと」を明確にしなが
ら、「⑤現在の様子」の「支援目標」及び「成長のための手立て」について定期的に評価・改善し、学級担任や特別支援教育コーディネーター等は、その内容を保護者と共有します。

今後の支援に生かすため、

学級担任や特別支援教育コーディネーター等は、これまでの支援の状況について、「⑤現在の様子」の「支援の結果」に、記入します

【合理的配慮の提供に向けたポイント】
～合理的配慮の評価・改善～

- 校内委員会等において、「④合理的配慮の内容」の「支援の内容」について、定期的に評価・改善します。
- 学級担任や特別支援教育コーディネーター等は、その内容を保護者と共有し、追記します。

手順 7

引継ぎ

これまでの支援を本人が継続して受けることができるようにするため、学級担任や特別支援教育コーディネーター等は、進学先や転学先、就労先等と丁寧に引継ぎを行います。

「③教育の記録」の「学校名」や「在籍期間」、「学級担任名」も忘れずに記入します。

マリーモ ⑤-2 現在の様子

記入例 ○学校 第○学年 作成日：令和○年 ○月 ○日

希望や願い	
現在の希望	将来の希望
本人 楽しく学校に行きたい。	普通高等学校への進学を希望している。
保護者 友達と仲良くしてほしい。	高等養護学校への進学を希望している。

◆支援の長期目標◆
① 自分の思いをしっかりと話すことができる。
② 友達と仲良く遊ぶ。

◆支援の短期目標◆
① 自分の気持ちを表現することができる。
② 他の子と一緒に活動しようとする。

生活面	気になること(課題)		成長のための手立て	
	本人について	環境について	本人について	環境について
生活面	睡眠、食事、排泄、衣服の着脱、清潔の習慣、生活時間にかかわることについて記入します。			
行動面・運動面・感覚面・態度面	支援の結果 支援の結果 目に記入します。特に思 (R○○○ 記入:○○○○)			
学級面	支援の結果 支援の結果 行動や性格の特徴、感情の起伏や気持ちのコントロールについて記入します。 (R○○○ 記入:○○○○)			
人	支援の結果 支援の結果 どの項目に記入してよいか迷ったときは、その行動や様子が多く見られる項目に記入します。 一年間の支援についての評価・反省を記入します。 入:○○○○			

マリーモ ④合理的配慮の内容

記入例

観点	支援の内容
教育内容	・動作等を利用した意味理解や繰り返しの練習を通して、学習内容の取組の困難さを減らす。 支援の内容 ・継続すること ・新規で取り組むこと ・指示や説明が長いので、端的に説明する。

マリーモ ③教育の記録

記入例

学校・園名	在籍期間	学級担任		備考
○○幼稚園	平成○年○月	未満児	○○先生	支援員:○○先生
		年少	○○先生	
○○市立○○小学校	平成○年○月	年長	○○先生	通級:○○先生
		1年生	○○先生	
		2年生	○○先生	

在籍期間や学級担任名等



Q 「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たり、保護者の同意が得られなくても作成・活用する必要がありますか？

A 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒には、各学校で「個別の教育支援計画」の作成が義務付けられたことから、保護者の同意が得られない場合でも作成する必要があります。

しかし、関係機関との情報共有や学校間等での引継ぎに活用するなど、「個別の教育支援計画」をより充実させるには、保護者の同意を得て、一緒に作成することが大切です。



Q 「関係機関との情報共有」及び「学校間等での引継ぎ」についての保護者の同意が得られなかった場合はどうすればよいですか？

A 校内でできる支援方法を検討し、支援を進めながら、「個別の教育支援計画」を作成していきます。それと並行して、情報共有や引継ぎへの同意が得られるよう、「個別の教育支援計画」を作成・活用するメリットについての情報提供を行い、保護者が「個別の教育支援計画」の作成・活用に参画しやすい環境づくりを進め、粘り強く話し合いを継続していくことが大切です。



○ 保護者の同意を得るためには、例えば以下のようなことが大切です。

情報提供
「個別の教育支援計画」を作成・活用するメリット

環境づくり
保護者が参画しやすい工夫

【学校や関係機関との情報の共有】
学校や病院、発達支援センター等との情報共有がしやすくなります。

【一貫した指導】
関わる全ての教職員が指導内容等を理解し、組織的な対応を進めます。

【効率的な引継ぎ】
進学や転学により、学校や担任等が代わっても指導方針が引き継がれます。

十分な説明と同意を

【気持ちに寄り添う姿勢】
これまでの保護者の努力に寄り添い、信頼関係を築くことが大切です。

【子どものよさの共通理解】
学校生活における子どものよさを伝え、共通理解を図ることが大切です。

【安心の保障】
必要な支援に関する情報を提供し、保護者の不安を取り除くことが大切です。

4 学校における「合理的配慮」の提供について

「合理的配慮」とは

「合理的配慮」とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有、行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

「合理的配慮」は、子ども一人一人の障がいの状態や、教育的ニーズ等に応じて決定されるため、本人の興味・関心、学習上または生活上の困難、健康状態等の把握を行う必要があります。

また、発達の段階を考慮しながら、「合理的配慮」の観点を踏まえた支援策を、本人や保護者と可能な限り合意形成を図った上で決定し提供されることが望ましく、決定した内容は「個別の教育支援計画」に明記することが大切です。

「合理的配慮の提供」に至るプロセスについて

「合理的配慮」の決定に当たっては、「均衡を失した又は過度の負担を課さない」などの視点から、各設置者及び学校が財政面、体制面を勘案し、判断することになります。

【「『合理的配慮の提供』に至るプロセス」の例】

本人や保護者からの願いの受け止め

教育委員会及び学校（校内委員会等）での検討

本人や保護者との合意形成

「合理的配慮」の実施、評価・改善

判断する際には、本人や保護者の思いを受け止め、学校と本人や保護者双方の話し合いを十分に行い、「何を優先して提供する必要があるのか」などについて、共通理解を図る必要があります。

教育委員会及び学校と本人や保護者の意見が一致しない場合には、例えば「教育支援委員会」等の助言等により、その解決を図ることが考えられます。

合理的配慮の内容を、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に位置付け、指導の充実を図るとともに、本人や保護者との面談等において評価・改善を図る必要があります。



5 関係機関との連携や学校間の引継ぎの例

※学校等が「個別の教育支援計画」を活用して関係機関との情報共有や学校間の引継ぎを行う際には、本人や保護者の同意が必要になります。

【小学校が障がい児通所支援事業所等と連携を図った例】

【小学校教諭】



学校での支援の参考にするため、本人が放課後等デイサービス事業所で受けている支援が記載されている「通所支援計画」を見せてもらいました。また、学校等での支援の状況を知ってもらうために、本人と保護者の同意を得て、作成している「個別の教育支援計画」も見てもらいました。

「個別の教育支援計画」と、放課後等デイサービス事業所で作成している「通所支援計画」をもとに情報交流を行うことにより、放課後等デイサービス事業所で行っていることを理解してもらうことができました。

また、「個別の教育支援計画」を参考に、改めて支援の方法を考えることができました。



【放課後等デイサービス事業所担当者】

【高等学校が労働関係機関等と連携を図った例】

【高等学校教諭】



本人や保護者の希望に応じ、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターに、本人と保護者の同意を得て、「個別の教育支援計画」を活用して、相談を行いました。

また、本人が今後も適切な支援を受けられるよう、就労先に対し、「個別の教育支援計画」等を活用して、支援に関する情報を伝えました。

向いている仕事や面接の内容について、アドバイスをしました。



【ハローワーク担当者】

就労に向けて、職場実習への協力を行いました。



【障がい者就業・生活支援センター担当者】

引き継いだ内容を考慮し、働きやすい職場づくりを行い、本人のスムーズな就労に努めました。



【就労先担当者】

支援をより充実させていくためには、本人の希望や保護者の同意を基に、上記以外の、医療、保健、福祉、労働等の関係機関への相談や情報共有を行うことが考えられます。

学校や保護者が相談できる各地区の相談窓口や関係機関をまとめた、「**釧路管内の特別支援教育マップ**」を釧路教育局のWebページに掲載しておりますので、御活用ください。



【幼稚園や保育所等から小学校への引継ぎの例】

【幼稚園教諭】



作成した「個別の教育支援計画」の内容を基に、本人と保護者の同意を得て、本人の特性と有効であった指導や必要な支援の情報、関係機関の相談状況等について、年度末に複数回、小学校の担当者に丁寧に説明しました。

入学を予定する幼児が在籍する幼稚園や保育所等を訪問して様子を観察するなど、積極的な連携に努めました。

引き継いだ情報を十分活用することにより、小学校における支援体制や支援内容を考えていくことができました。



【小学校教諭】

【小学校から中学校への引継ぎの例】

【小学校教諭】



「個別の教育支援計画」の内容を基に、本人と保護者の同意を得て、本人の特性とこれまでの支援の経過や配慮事項を伝えるとともに、教科担任制になることを見据え、本人が学びにくさを感じている教科等の様子も伝えました。

本人や保護者の中学校見学の機会を設けるなど、積極的な連携に努めました。

小学校からの情報について、学級担任はもちろんのこと、教科担任にも確実に引き継いで全校体制で支援を行ったことにより、不登校等の二次障がいへの未然防止に繋げることができました。



【中学校教諭】

【中学校から高等学校への引継ぎの例】

【中学校教諭】



「個別の教育支援計画」の内容を基に、本人の特性とこれまでの支援内容、入学者選抜における学力検査や面接、入学後の学校生活において必要とする特別な配慮等について、本人と保護者の同意を得て、どの時期にどの情報を伝えるかを整理し、相談や引継ぎを行っていきました。

入学者選抜や入学後の学校生活において本人が必要とする特別な配慮について相談を受け、確認やシミュレーション等を行いました。

入学後においても、引き継がれた「個別の教育支援計画」の内容を踏まえ、校内委員会において特別な配慮について確認し、全教職員で共有したことにより、高校生活における不適應の未然防止に繋げることができました。



【高等学校教諭】

高等学校は、中学校と連携を図り、生徒に障がいがあることが入学者選抜等において不利になるものではないことや、生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を検討する用意があることについて積極的に周知することが大切です。

6 参考資料

文部科学省

「教育支援資料」



「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」



国立特別支援教育総合研究所

※関連資料がダウンロードできます



北海道教育委員会

「個別の教育支援計画モデル」



「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における個別の教育支援計画の策定と活用」



「『個別の教育支援計画』理解啓発用資料」



「『合理的配慮の提供』に至るプロセス」



「みんなと育む（改訂版）」「おおきくなあ〜れ」



「特別支援教育に関する基本方針（平成30年～34年度）」



北海道立特別支援教育センター

※関連資料がダウンロードできます



北海道教育庁 釧路教育局

「釧路管内の特別支援教育マップ」



「個別の教育支援計画『釧路モデル』マリーモ 改訂版」



特別支援教育 巡回相談

釧路教育局教育支援課義務教育指導班又は市町村教育委員会に、お問い合わせください。

特別支援教育パートナー・ ティーチャー派遣事業

釧路管内の特別支援学校又は市町村教育委員会に、お問い合わせください。

個別の教育支援計画「釧路モデル マリーモ」作成・活用の手引 関係機関との連携や学校間の引継ぎの充実に向けて

発行年月 令和3年3月

発行者 釧路管内特別支援連携協議会

事務局 釧路教育局教育支援課義務教育指導班

(電話：0154-43-9283)

本資料は、釧路管内特別支援連携協議会専門家チーム委員の協力を得て作成しました。